

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年4月9日（火）16:57～17:29
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ 政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	阿曾 昭 元博	順天堂大学客員教授、医療法人社団澁志会社員・理事
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

<関係省庁>

鯉江 雅人	経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室	室長
近藤 真	経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室	室長補佐
山本 宣行	経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室	室長補佐
村上 慶裕	国土交通省住宅局市街地建築課	課長
中世古 英昭	国土交通省住宅局市街地建築課	課長補佐
犬塚 誠也	金融庁総合政策局総合政策課総合政策企画室	室長

<自治体等>

川畑 千	北海道 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン産業担当局長	
木村 重成	北海道ゼロカーボン推進局 新エネ・地域脱炭素担当局長	
田村 敏哉	北海道ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課 新エネルギー担当課長	
鈴木 健司	北海道ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課 課長補佐	
中本 和弥	札幌市まちづくり政策局グリーン・トランスフォーメーション推進室 特区担当部長	
十二所 謙	福島県地域振興課	課長
加島 優	福島県次世代産業課	課長

竹内 広悟	福島県企画調整課 課長
上野台 直之	福島県福島イノベーションコースト構想推進課 課長
蒲原 文崇	浪江町産業振興課 課長
板垣 貴之	浪江町産業振興課 主幹
小林 直樹	浪江町産業振興課新エネルギー推進係 係長

<事務局>

河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
元木 要	内閣府地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅	内閣府地方創生推進事務局 参事官
曾我 明裕	内閣府地方創生推進事務局 参事官
菅原 晋也	内閣府地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 圧縮水素の貯蔵量上限の緩和
- 3 閉会

○正田参事官 関係者の方々が全員そろいましたので、早速、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

本日の議題は「圧縮水素の貯蔵量上限の緩和」ということで、北海道、札幌市、福島県、浪江町、国土交通省、経済産業省、金融庁にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、金融庁を除きました各出席者の方々から御提出いただいております公開予定でございます。本日の議事につきましても公開予定でございます。

進め方でございますが、まず、北海道から3分程度、福島県から3分程度、国土交通省から2分程度、経済産業省から2分程度でそれぞれ御説明をいただき、その後、委員の皆様方によります質疑・意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは「圧縮水素の貯蔵量上限の緩和」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、本日は御参加いただきましてありがとうございます。

早速ではございますけれども、北海道から御説明をお願いいたします。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 北海道庁の川畑と申します。早速説明させていただきます。

まず、提案の背景でございますが、資料としては6ページ以降を後ほど御覧いただければと思います。北海道では再エネの導入拡大によりまして、今後時間帯によっては電力需要以上の発電が見込まれるところがございます、余剰電力を活用したグリーン水素の製造が大いに期待されているところがございます。

一方で、水素の需要の確保が大きな課題となっております。そこで2ページでございますけれども、こうした中、燃料電池の導入拡大が求められておりますものの、建築基準法における商業地域等の貯蔵量上限は700立米でございます、低層から中層ビルの1日当たりの必要電力量、これを仮に600キロワットアワーと仮定した場合、普及が期待されます30キロワット程度の燃料電池ではタンクの交換が毎日必要となりまして、実用性に乏しく事業性を見込めないところになってございます。

水素の供給事業者によりまして、大手のゼネコン等が商業施設等で燃料電池の設置を検討するも、こうした規制から導入を断念する事例も出ていと伺っております。

次に3ページ、提案の要点でございますが、圧縮水素の貯蔵量の規制は、建築基準法等によりまして用途地域ごとに上限量が定められておりまして、これを超えたものを建築する場合、特定行政庁、すなわち建築主事を置く市町村長、または都道府県知事の特例許可がない限り、これを建築ができないということになっております。現状の商業地域等の貯蔵量の上限では先ほど申し上げましたとおり、事業性に乏しい、それから、市町村長や知事による特例許可ということにも、自治体の判断でなかなか安全性が担保されているかを見極めることは困難な状況でございます。

一方、3ページの下の方の水素ステーションにつきましては、平成26年の法改正によりまして市街地でも建設ができるよう、用途地域での貯蔵量上限を撤廃する規制緩和が行われているところでございます。この際にはNEDO、それから、様々な検討・実証を重ねまして、新たに一般高圧ガス保安規則におきまして技術上の基準を規定して、国土交通省におかれましては建築基準法の施行令を改正して、用途地域ごとの貯蔵量上限規制から水素ステーションを除外して、併せて許可に係る運用基準を発出していただいたという経緯がございます。

この水素ステーションを構成する設備の中には圧縮水素の貯蔵施設・設備も含まれておりまして、水素ステーションの貯蔵量上限規制が撤廃されておりますことから、商業施設等につきましても水素ステーションの安全基準を準用して上限規制を撤廃できるのではないかと考えているところでございます。

これに向けましては水素ステーションの安全基準を参考に、例えば大臣特認制度なども活用して、国とも協議させていただきながら、商業ビルにおいて準用できるような安全基準を新たに設定しまして、特定行政庁による建築基準法による特例許可を使って、安全性の確認や運用上の課題について北海道や札幌市の保安当局、それから、国とも協議をさせていただきながら、実証実験を道内で実施できないかと考えております。

次に4ページで具体的な実証実験のイメージでございます。道内で水素を製造・供給す

る、仮にAという会社がございますが、具体的にこの会社が今、市街地において建設中の複合ビル、こちらを実験フィールドとすることを検討しているところでございます。この施設、現在、貯蔵量上限の規制から5キロワットの燃料電池1基を設置して施設の電力の一部を賄うことにしておりますけれども、実証事業では1日当たりの必要電力量600キロワットアワーの全てを燃料電池で賄うことができるよう、この燃料電池の容量を25キロワットに増設して、圧縮水素の交換頻度が週1回程度となるように、貯蔵施設の増改築工事をする 것을検討しております。

北海道からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、福島県から御説明をお願いします。

○加島課長 福島県次世代産業課長の加島でございます。私からは県・浪江町共同の今回の提案につきまして概要を御説明いたします。

2ページ目、福島県では、国・関係機関の御支援をいただきながら、水素社会実現に向けた取組を進めてございます。特に浪江町におきましては水素を活用したまちづくりの検討が具体的に進展しており、県としてもこうした取組を県全域に普及・拡大させていきたいと考えております。

一方、街中でこそ水素需要があるところですが、十分な貯蔵が困難になってございます。今回の提案の実現は水素社会の実現に向けた重要な一步と考えているところでございます。

具体の提案内容につきましては浪江町から御説明いただきます。

浪江町、よろしくお願いします。

○蒲原課長 浪江町役場産業振興課の蒲原です。よろしくお願いいたします。

資料の3ページ、浪江町ではなみえ水素タウン構想を掲げ、水素が当たり前に住民の生活に根づいたまちづくりを目指しており、産業分野はもとより、農業、商業、民生分野など、多種多様な扱い道を模索しております。その一つとして、現在整備を進めております駅周辺整備事業の中で水素エネルギーの可能性を最大限に生かし、水素の使い方をPRするためのモデル事業として整備を進めることとしております。

4ページ、事業イメージでございますが、今ほど御説明した駅周辺エリアにおきまして水素活用を推進していくものであります。このエリアにおいて1時間当たり450ノルマルリ्यूベ程度の水素消費を想定しておりまして、それに必要な水素を貯蔵したいというものでございます。ただ、当該エリアは第1種住居地域、商業地域の用途地域に指定されており、水素貯蔵上限が350ノルマルリ्यूベ、または700ノルマルリ्यूベと定められている状況にあります。

5ページ、事業性の阻害要因でございます。現在計画している水素消費量からすると、このエリアでの水素貯蔵量上限では1時間を満たずに水素ガスカードルの交換が必要となり、物理的に困難なオペレーションになってしまう、かつ莫大な配送コストが必要な環境になってしまうところであります。よって高圧ガス保安法等の基準の遵守による安全性の

担保を要件として、用途区域内での水素貯蔵上限規制を緩和することで、水素エネルギーの大規模民生利用のきっかけとしたいと考えているところでございます。

6 ページ、合理化提案でございますが、一般高圧ガス保安規則に基づく安全対策を講じることを前提に、建築基準法施行令第116条に定める水素貯蔵上限を緩和する。水素社会実現に向け県全体や他地域への横展開も検討する。安全対策としましては案1、第1種貯蔵所の技術基準を適用、案2としましては圧縮水素スタンドの技術基準の一部を適用、案3としましては上記以外で一般高圧ガスの保安規則に基づき、満たすべき新たな貯蔵施設の安全基準を定めて適用と考えているところでございます。

浪江町からの説明は以上でございます。

大変申し訳ございませんが、私は別用件がございまして、今後の質疑応答については担当係長よりさせていただければと思います。

最後に、福島県からお願いいたします。

○加島課長 福島県次世代産業課長の加島です。

今回の論点は浪江町だけではなくて、県全域に当てはまるものです。水素社会実現に向け、是非個別の例外適用ではなく、規制合理化をお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、国土交通省から御説明をお願いします。

○村上課長 国土交通省住宅局市街地建築課長の村上です。よろしくお願いいたします。

国土交通省の資料は1ページ、2ページを御覧ください。建築物の用途制限につきましては、都市計画で定められております用途地域の種類に応じて、建築基準法において立地可能な建築物の用途を制限するものとなっております。これによりまして、各用途相互間の悪影響を防止する、その用途に応じて十分な機能を発揮できるようにする、これによって市街地の環境を確保しようとするものとなっております。なお、用途規制上は立地が認められていない用途につきましても、特定行政庁が許可を行うことで立地することは可能とされております。

資料の3ページ、個々の建築計画につきまして、その周辺市街地の状況も勘案した上で当該立地しようとする用途地域における環境を阻害することがないと認める場合には、公聴会の開催、建築審査会の同意を得て、特定行政庁が許可をすることで立地することが可能ということになってございます。

最後に資料の4ページ、こちらにつきまして先ほど北海道、札幌市の中でも御紹介がございましたけれども、圧縮水素スタンドにつきましては、高圧ガス保安法に基づいて敷地外に影響を及ぼさない基準が整備されたことを踏まえまして、当該保安規制に服する圧縮水素スタンドにつきましては、建築基準法の用途規制における圧縮水素に係る貯蔵量の上限を廃止したという経緯がございます。

以上でございます。

○中川座長　ありがとうございます。

それでは、経済産業省から御説明をお願いします。

○鯉江室長　経済産業省高圧ガス保安室長の鯉江でございます。よろしくお願いします。

高圧ガス保安法における圧縮水素の貯蔵について御説明します。高圧ガス保安法は、その規制対象における実施内容が多種多様なものがあり、実施のための安全対策もその状況等に応じて創意工夫することができるよう、性能規定化や大臣特認をもって機動的に許可等を行うようにできるような制度になっております。

また、事務手続の大部分は自治事務として自治体が行っております。

2 ページ、下の四角の①にありますように、貯蔵所は貯蔵容積に応じて圧縮水素の場合、1,000立方メートル以上の場合には第1種貯蔵所、300立方メートル以上1,000立方メートル未満であれば第2種貯蔵所となっており、それぞれ都道府県知事、または指定都市の長への許可届け出となっております。また、その許可や届け出に係る技術基準については経済産業省で定めておりますが、大部分が性能規定化されております。

3 ページ、上の四角に貯蔵所に係る技術上の基準を抜粋してお示ししてあります。下の四角を御覧ください。それらの技術基準に適合しない場合においても、第99条の規定により、経済産業大臣が危険の恐れがないと認めた場合、危険の恐れがないと認めた根拠となった措置を持って技術基準とできるようにしております。これが大臣特認制度となります。

4 ページ、右側の四角、性能規定化された技術基準を満たす方法の一例を例示基準として公表しております。事業者は、この例示基準により申請をしてもいいですし、例示基準によらない場合は、最初のポツ、自治体が性能基準の適合に係る判断をすることになります。その判断が困難な場合などについては次のポツ、詳細基準事前評価制度を設けております。左側にスキーム図がありますが、まず、事業者は高圧ガス保安協会の評価を受け、その結果を付けて申請することにより、審査等を円滑に進める制度です。大臣特認も同様のスキームで、まず、高圧ガス保安協会の評価を受け、その結果をもって国が認めるスキームとなっております。

今回、特区提案されているものについては、その実施内容の明確化・具体化を通じて、現行でも高圧ガス保安法において事務権限を有する北海道知事、札幌市長、福島県知事が許可等を行うことができますので、各自治体の高圧ガス保安法担当部署とも連携してまいりますとともに、建築基準法の用途規制面については、同法を所管している国土交通省に必要な情報の提供を行ってまいります。

以上です。

○中川座長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思いますがいかがでしょうか。

安念委員、お願いします。

○安念委員 福島県、浪江町の資料6枚目を出していただけますか。ここで御提案なのですが、第1種住居地域と商業地域と書いておられます。浪江町では差し当たってこの二つの用途地域以外では上限規制に関わる場所の需要がないということでしょうか。あるいは先行き第2種住居地域であるとか、近隣商業地域についても拡大していく可能性もあるという含みでお考えなのか。その点を伺いたいと存じます。

○中川座長 福島県か浪江町、お願いします。

○小林係長 ありがとうございます。浪江町役場産業振興課の小林と申します。

今ほどいただきました御質問につきまして、当面の短中期的な予定としては、駅周辺整備の再開発の中で認定大規模需要を作っていくということで、当該エリアとしては第1種住居地域、商業地域が該当するものではございますが、最終的には町全域でしっかりと水素利用を推進していきたいと考えてございます。その他の用途に係るところも将来的には同様の課題・障壁にぶつかる場所もあるかと考えておりますので、今回の特区提案の中で、今後のほかの用途地域への広がりということも含めて御議論させていただければ非常に幸いかと考えているところでございます。

以上でございます。

○安念委員 ありがとうございます。

そうすると、理論的な可能性ということになるかもしれませんが、住居専用地域でもあり得ないことではないとお考えなのでしょうか。

○小林係長 ありがとうございます。

御指摘の住専の地域ですけれども、実は浪江町としましては住専の用途地域がないということでした、浪江町としては、その障壁はないのですけれども、今回、共同提案をさせていただいております福島県との絡みの中で、こういった取組を全県的にという視点で考えますと、住専エリアも含めて御議論ができれば幸いかなと認識をしているところであります。

○安念委員 疑問が解消されました。ありがとうございます。

○中川座長 落合委員、お願いします。

○落合座長代理 今、浪江町の方々のほうにも御質問がありましたが、北海道、札幌市のほうにも御質問したいと思っております。提案として整理をさせていただいている部分があるのかなと思うのですが、一方で、さらに詳細に議論していくべき点もあります。議論の対象となるような施設というのが貯蔵のほうだけでいいのか、製造やその他の対応も含めてなのか、このあたりはどこまで想定されているかをお伺いしたいと思います。

○中川座長 北海道、お願いします。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 北海道庁の川畑でございます。ありがとうございます。

私どもとしては、最初に申し上げましたが、今回の御提案については水素の需要拡大というところを重要な課題と捉えていまして、そのため、商業的な民生用の需要の拡大というところも重要と思っています。そういう意味では、まずは当面、商業施設といったところ

ろをターゲットに御提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○落合座長代理 分かりました。商業施設用に貯蔵ができるようにということでよろしいのでしょうか。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長 商業施設、あと、例えば一般のオフィスビルとか、そういうところへの燃料電池の普及を今想定しております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、国土交通省のほうにお伺いしていきたいのですが、今回、建築基準法に関する部分の議論はあるように思っておりまして、お示しいただいている中で、特定行政庁の許可という話もあります。

一方で、実際に判断するに当たっては、とはいえ、一定の安全性があるような水準を定めて、判断するというプロセスが必要になる部分があるとは思いますが。これについて自治体のほうでどこまで完全に判断しきれるのかという論点があるのと、また、そのようにしたときに、全体的な事業者側の投資の側面から見てどうなのかはあろうかとは思いますが。そういう中で、安全基準についてさらに見解が示されていることは重要ではないかと思えます。建築基準法の中で、例えば水素に関して基準を定めていく場合には、経済産業省のほうで定められているような高压ガスに関する基準などを基本的に参酌していかれるようなものになるのかどうか、をお伺いしたいと思います。

○村上課長 国土交通省の資料の4ページを映していただけるとよろしいかと思います。先ほども御紹介いたしましたが、申し上げましたように、これは高压ガス保安法のほうで整備されました基準を引用する形で、それを引いて建築基準法の体系の中に位置付けることで規制の見直しを行ったということになっておりますので、具体的には、二重規制にならないように他法令で確保されている安全措置について、それを引用することで、こちら側の制度の見直しをしたという形になっております。基本的に、今後も対応する場合には、そういった形になるのではないかと考えております。

その前段として、北海道と札幌市のほうから実証事業をやられてということがございました。そのときに建築基準法第48条のただし書許可を、ということがありましたので、それについては、プロセスの中でも庁内の関係部局とかと書いてございましたが、我々であったり、経済産業省にも御協力いただいて、進めていくということはあるかと思っております。

以上です。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、建築基準法側で特有の論点があるというよりは、どちらかというと、高压ガス保安法のほうで一定の整理がされていれば二重規制にならないようにという観点で、どちらにしても高压ガス保安法のほうも十分安全性能を確かめられているところもあるので、それを基本的に建築基準法側でも参照していく、そういう形で見えていく方向性という

こととお伺いしてよろしかったでしょうか。

○村上課長　そういう方向で考えていくことは可能だと思っております。

○落合座長代理　分かりました。ありがとうございます。

そうすると、経済産業省のほうですが、これは国土交通省のほうで結局この基準を定めていただくのに当たって、高压ガス保安法において整理がされていること自体が重要ではないかとは思います。この点について、経済産業省のほうでは、自治体のほうでももちろん判断してもらう話はあるつつも、ある程度基準を定めていただくことによって、北海道、札幌市や、福島県、浪江町の方々が判断できるかどうかはともかくとして、全国で色々な自治体でもできるかということに繋がります。最終的に特区で先進的なことをして、全国的により先端的なビジネスを広げるという考えで議論をしておりますので、そういう観点で考えると、基準について整備していくことは重要ではないかと思います。

この点について、国土交通省のほうでも建築基準法側に反映していただけるように検討していただくことや、基準として明確に定めることはお願いできないでしょうか。

○中川座長　経済産業省、お願いします。

○近藤室長補佐　経済産業省高压ガス保安室の近藤と申します。

今後、一般化も視野に入っていくものと考えております。それについて国土交通省が建築基準法において認めていただけるようなものがどういったものかというのは、おそらくその具体的な内容を見ながら色々検討を進めていって、一般化する前にというのは、それぞれ各自治体が御判断いただけるような、どういったものが基準としてあればいいかといったところは個別具体的に御相談していきつつ、実現していくことは可能だとは思っております。

○落合座長代理　分かりました。まだ言いにくいところがあるのかなとは思いますが、一般的に国土交通省のほうと一緒に検討して、最終的に建築基準法のほうにも書き込んでいけるように検討を進めていただけるということでよろしいでしょうか。

○近藤室長補佐　具体的内容を踏まえながら、一般化も含めて色々今後検討していく必要があると考えてございます。

○落合座長代理　ありがとうございます。

具体化は重要だと思っておりますので、その点も安念委員ですとか私のほうからも質問させていただいておりましたが、各自治体にもより一層具体化をということだと思いますし、ユースケースについて具体化していくことも必要だと思っています。

最終的に、国土交通省のほうは経済産業省のほうで協力していただければそうなお話がありましたが、今後、それを踏まえてどういう体制や、検討スケジュールで整理していただけるか、可能であればお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○村上課長　具体のスケジュールは今の段階では難しいですが、むしろ北海道と札幌市で御提案がありましたように、実証事業を建築基準法第48条のただし書許可を使いながらやられるということですので、その場に我々と経済産業省が協力することでモデルケースと

して、実際に具体的な検討をスタートさせていくのがいいのではないかなと思っております。

○落合座長代理　ありがとうございます。

スケジュールは当然ながら今出た話なので難しいであろうということは分かります。また、検討に御協力いただけるということや、経済産業省と一緒に一般化をしていくということ自体は最終的にはよろしいのですよね。

○村上課長　それは基準が整備されてくるのであれば、それを我々のほうで受け止めるということは考えていきたいと思っております。

○落合座長代理　分かりました。ありがとうございます。

北海道、札幌市のほうに、各省のほうは御協力いただけるということで、スピード感によってはということですが、最初のタイミングでは個別判断で助言をいただくという形になるかもしれないですし、いずれにしても基準自体を整備していただけるということだと思います。そういうものを踏まえて特区の中で、できる限り先行的に実装を進めていただきながら、基準としても福島県のほうもそうですが、各自治体のほうで満足いくような形も見付けながら進めていくことでできればと思いますが、御協力いただけますでしょうか。

○川畑ゼロカーボン産業担当局長　北海道庁でございます。

そういった形で実証事業を進めていくところに御協力いただけるということであれば、我々としても事業者とも色々協議しながら進めていきたいと思っています。

○落合座長代理　そうしたら、福島県、浪江町のほうでもいかがでしょうか。

○小林係長　御示唆いただいた内容で、浪江町としても進めさせていただければ非常にありがたいなと思います。

○落合座長代理　分かりました。ありがとうございます。

長くなりましたが私は以上です。

○中川座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、活発な御議論をありがとうございます。それから、関係者の皆様方に前向きな方向性をいただきましてありがとうございます。

基本的に水素の普及というのは非常に重要な国策でございますので、落合委員とのやりとりで整理をしていただきましたように、まず、北海道、あるいは福島県で実証実験を特例許可などを使いながら、させていただいて、その上で、高圧ガスの保安法の基準を策定して、それを建築基準法に反映していくような大体の絵柄で、関係者の皆様方でお進めいただきたいと思います。

基本的には水素ステーションのときと同じ構造だと思います。水素ステーションという前例がございますので、できるだけスピード感を持って、それから、水素ステーションの中に今回の貯蔵所なども含まれているわけですから、そういった意味で、できるだけ早く水素の普及につながるような規制改革ができるような話し合いを進めていただければと存

じます。

ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

ありませんでしたら「圧縮水素の貯蔵量上限の緩和」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングをこれで終了したいと思います。

関係者の皆様、ありがとうございました。